- 「やむを得ない事由」については、機械的な判断基準を設けることはできず、 最終的には各事案における諸事情を総合的に判断
- 期間の定めのない労働契約につき解雇が認められる場合の合理的理由より 限定された事由であって、期間満了をまたずに直ちに契約を終了させざるを えないような事由
- 労働者側からの解約は、使用者が事業経営を破綻させたり重大な債務不履 行を行ったりしたこと、家族の介護の必要性が生じ労務提供が困難となった ことなどが該当
- <u>使用者側からの解約は、労働者が就労不能となったことや重大な非違行為があったこと、経営環境の激変により事業の運営が困難になったことなどが</u>該当

(出典)

荒木尚志・菅野和夫・山川隆一「詳説 労働契約法 第2版」 (弘文堂 2014年) 170頁一部抜粋

(その他参考資料)

独立行政法人 労働政策研究・研修機構ホームページ

雇用関係紛争判例集 - 期間途中の解雇